

○おいらせ町低入札価格調査制度運用規程

平成25年3月11日

告示第4号

おいらせ町低入札価格調査制度運用規程（平成18年おいらせ町告示第3号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この告示は、おいらせ町が競争入札による請負契約を締結する場合における低入札価格調査制度の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、「低入札価格調査制度」とは、競争入札による建設工事の請負契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある、又は、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときにおいて、必要な調査を行い、当該結果に基づき落札者を決定する制度をいう。

2 この告示において、「調査基準価格」とは、競争入札による建設工事の請負契約を締結する場合において、当該契約に関し前項の調査を行うかどうかの基準として設定した価格をいう。

（対象となる入札）

第3条 低入札価格調査制度は、予定価格が3,000万円以上の建設工事の請負契約に係る競争入札に適用する。

（調査基準価格の設定方法）

第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合算額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に適用される消費税率を乗じて得た額を加算して得た額（その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。）とする。

(1) 直接工事費の額に100分の97（解体工事にあっては、100分の85）を乗じて得た額

- (2) 共通仮設費の額に100分の90（解体工事にあつては、100分の80）を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90（解体工事にあつては、100分の80）を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68（解体工事にあつては、100分の45）を乗じて得た額

2 特別な理由がある場合は、前項にかかわらず、契約ごとに100分の75から100分の92の範囲内で、契約担当者等（おいらせ町財務規則（平成18年規則第45号）第117条に規定する契約担当者等をいう。以下同じ。）の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

3 第1項各号に規定する工事費目以外の工事費目については、設計図書においてその取扱いを明示することとする。

（調査基準価格の記載）

第5条 調査基準価格を設定したときは、予定価格調書に、その額を記載するものとする。

（工事費内訳書の提出）

第6条 対象となる入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を提出しなければならない。

2 工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は、無効とする。

（入札参加者への周知）

第7条 契約担当者等は、低入札価格調査制度を適用する場合は、入札に参加しようとするものに対し、その旨を周知するものとする。

（入札の執行）

第8条 入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して、落札の保留を宣言し、施行令第167条の10第1項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、当該入札を終了する。

（数値的判断基準による失格判定）

第9条 契約担当者等は、前条により入札を終了した場合において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が、入札時に提出した工事費内訳書に記載された次の表の左欄に掲げる工事費目ごとに同表の右欄に定める数値的判断基準を満たさないときは、次条に定める調査を行うことなく、当該入札者を失格と判定するものとする。

工事費目	数値的判断基準
直接工事費	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の100分の75（解体工事にあつては、100分の65）に相当する額（1円未満の端

	数があるときは、これを切り捨てた額) 以上であること。
共通仮設費	予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額の100分の70(解体工事にあつては、100分の60) に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 以上であること。
現場管理費	予定価格算出の基礎となった現場管理費の100分の70(解体工事にあつては、100分の60) に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 以上であること。
一般管理費等	予定価格算出の基礎となった一般管理費等の100分の30(解体工事にあつては、100分の20) に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 以上であること。

2 契約担当者等は、前項の規定による判定を行った場合は、当該判定により失格とならなかった者のうち最低の価格をもって申込みをした者を低入札価格調査対象者(以下「調査対象者」という。)と決定するものとする。

3 契約担当者等は、第1項の規定による判定を行った場合において、当該判定の対象となった全ての者が失格となったときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者と決定するものとする。

(調査の実施)

第10条 工事担当課長等は、前条第2項の規定により調査対象者が決定された場合は、次に定めるところにより、当該低入札価格に合理的な理由があるかどうかを調査するものとし、また、調査対象者は、当該入札についての事情聴取等に協力しなければならない。

(1) 契約する意思が確認された場合は、入札終了後、当該調査対象者に対し、速やかに次により調査を行う旨を伝えるものとする。

ア 調査をする調査項目表(様式第1号)を配布し、速やかに調査項目について文書で回答を求めること。

イ 当該入札時に持参した工事費内訳書の内容を聴取すること。

ウ 調査対象者が調査対象予定工事を下請負させる場合は、当該工事における第1次下請予定者及びその契約予定金額を記載した書面(施工体制台帳の様式を参考に作成させる。)の提出を求めること。また、当該下請予定者からの確認書(様式第5号)の提出を求めること。

(2) 各調査項目への回答内容について、次の点に留意して調査すること。

ア その価格により入札した理由

- イ 手持工事の状況
- ウ 当該工事場所と当該入札者の事業所、倉庫、資材置場、他の工事現場等との地理的条件
- エ 手持資材の状況
- オ 資材の購入先及び購入先と当該入札者との関係
- カ 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法
- キ 労務者等の具体的供給方法
- ク 下請先及び下請内容
- ケ 過去の町発注工事名及びその工事成績
- コ 経営状況
- サ 建設副産物の搬出地
- シ その他必要事項

(調査結果の報告)

第11条 工事担当課長等は、提出された書類に基づき、当該調査対象者から聴取し、低入札価格調査書(様式第2号から様式第4号まで)を作成、低入札価格調査結果審査申請書(様式第7号)に添付し、速やかにおいらせ町低入札価格調査委員会要綱(平成18年訓令第33号)に規定する低入札価格調査委員会(以下、調査委員会という。)へ報告するものとする。

(落札者の決定)

第12条 調査委員会は、前条の報告を受けたときは、落札の適否について審査を行い、当該調査対象者を落札者とすることが適当と判断した場合は、当該調査対象者を落札者と決定し、不適当と判断した場合は、当該調査対象者を失格とした上で、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(第9条第1項の規定により失格と判定された者を除く。以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。

2 前項の次順位者が調査基準価格に満たない入札者であった場合には、前3条の規定の例により落札者を決定する。

(落札者等への通知)

第13条 契約担当者等は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者決定通知書(様式第6号)により入札参加者全員へ通知するものとする。

(適正な施工の確保)

第14条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するため次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及び内容の聴取

監督職員（おいらせ町財務規則第151条に規定する監督職員をいう。以下同じ。）は、調査対象となった建設工事について、施工体制台帳の提出を求め、必ず請負業者の責任者からその内容について聴取を行うものとし、落札決定後に当初の予定にない下請契約を締結した場合は、下請契約を締結した理由を文書で提出させ、下請業者から確認書（様式第5号）の提出を求めて確認することとする。

(2) 施工計画書の提出及び内容の聴取

監督職員は、調査対象となった建設工事について、施工計画書の提出に当たり、必ず請負業者の責任者からその内容について聴取を行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督職員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査を入念に行うものとする。この場合において、あらかじめ提出された施工計画書及び施工体制台帳の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工がそれらの記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(4) 重点的な検査の実施

検査職員（おいらせ町財務規則第153条に規定する検査職員をいう。）は、特に入念な検査を実施するものとする。

(5) その他適正な施工の確保のための必要な措置

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、低入札価格調査制度に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおいらせ町低入札価格調査制度運用規程（平成18年おいらせ町告示第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年3月25日告示第16号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日告示第21号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月1日告示第51号）

この告示は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日告示第25号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

調査項目表

年 月 日

おいらせ町長 殿

商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり回答いたします。

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	
2 手持工事の状況	
3 当該工事場所と当該入札者の 事業所、倉庫、資材置場、他の工 事現場等との地理的条件	
4 手持資材の状況	
5 資材の購入先及び購入先と当 該入札者との関係	
6 手持工事機械及び使用予定機 械の供給方法	
7 労務者等の具体的供給方法	
8 下請先及び下請内容	
9 過去の町発注工事名及びその 工事成績	
10 経営状況	
11 建設副産物の搬出地	
12 その他	

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

低入札価格調査書

○工事概要及び聴取状況報告書

【単位：円】

発注担当課名	
工事番号及び工事名	
工事種別	
予定価格 (税別)	
調査基準価格 (税別)	
最低入札価格 (税別)	
最低入札者及び所属等級名	
入札年月日	年 月 日
予定工期及び 可能最遅発注年月日	(予定工期) 年 月 日 ~ 年 月 日 (可能最遅発注年月日)
聴取年月日時及び聴取場所	年 月 日
説明者役職名及び氏名	
聴取者役職名及び氏名	
担当工事課長の総合評価	

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

○工事積算比較表

【単位：円、％】

工 種 等	最低入札者の 工事費内訳書(A)		発注者の 積算内訳(B)		比率 (A/B)	差額 (A/B)
	構成比		構成比			
直接工事費						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
合 計		100%		100%		
備 考 欄						

注 (1) 本表は消費税を含まない。

(2) 工種等の区分は判明している範囲内で記入できるところまでで可。したがって、分解できない場合は、合計金額の欄のみに記入しても構わない。その場合は、備考欄にその理由を簡潔に記載すること。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

○低入札価格調査の概要

発注担当課

工 事 名 (入札日 年 月 日)

調査対象業者名

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	
2 手持工事の状況	
3 当該工事場所と当該入札者の事業所、倉庫、資材置場、他の工事現場等との地理的条件	
4 手持資材の状況	
5 資材の購入先及び購入先と当該入札者との関係	
6 手持工事機械及び使用予定機械の供給方法	
7 労務者等の具体的供給方法	
8 下請先及び下請内容	
9 過去の町発注工事名及びその工事成績	
10 経営状況	・ 年度(年 月決算)の経営事項審査結果における ①自己資本額 円 ②経常利益額 円 ③完成工事高 円 ・ 東京商工リサーチ等における情報 無 有()
11 建設副産物の搬出地	
12 その他	

様式第5号（第10条、第14条関係）

年 月 日

下請に関する確認書

おいらせ町長 殿

(下請業者)住 所
商号又は名称
代表者職氏名

次のとおり(元請業者名)から下請をします。
なお、当該下請金額は、建設業法第19条の3の規定に違反する不当に低い請負代金ではありません。

工事名	工事 第 号
工事内容	工 一式 工 一式
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
下請金額	円

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

様

おいらせ町長

落札者決定通知書

次のとおり、落札者を決定したので通知します。

工事番号	第 号
工事名	
開札日	年 月 日
落札者の商号又は名称	
落札者の住所	
落札金額（税抜）	円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

低入札価格調査委員長 殿

工事担当課長

低入札価格調査結果審査申請書

別添資料（様式2、3、4）のとおり、落札者として適当・不適当と判断したので、これ
よいか審査願います。

— [意 見] —

様式第 1 号 (第10条関係)

様式第 2 号 (第11条関係)

様式第 3 号 (第11条関係)

様式第 4 号 (第11条関係)

様式第 5 号 (第10条、第14条関係)

様式第 6 号 (第13条関係)

様式第 7 号 (第11条関係)